

発議第 8 号

香芝市議会倫理調査特別委員会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項及び香芝市議会委員会条例（平成 4 年 3 月 25 日条例第 14 号）第 5 条第 1 項の規定により、香芝市議会倫理調査特別委員会を設置する。

令和 3 年 6 月 22 日提出

提出者

香芝市議会議員

下 村 佳 史

賛成者

香芝市議会議員

中 谷 一 輝

芦 高 清 友

木 下 充 啓

眞 鍋 亜 樹

香芝市議会倫理調査特別委員会の設置について

香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定により、香芝市の倫理に関する調査を行うため、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名 称 香芝市議会倫理調査特別委員会
2. 委員の定数 5人
3. 設置の根拠 香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定に基づくものである。
4. 調査事項 (1) 福岡憲宏市長の行為規範について
(2) その他
5. 調査期限 香芝市議会倫理調査特別委員会は、調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

令和3年6月22日